(1) 単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

1 相談内容

すまい給付金を申請するためには、取得住宅に居住していることを証明する ため住民票を提出する必要があるが、私は、住宅の建設中に仕事の都合で単身 赴任となり、取得住宅に住民票を移すことができなかった。既に取得住宅に妻 と子どもが居住しており、私も単身赴任を終え次第、その住宅に必ず住む予定 である。仕事の都合で単身赴任しているため取得住宅での住民票が取れないこ とにより、すまい給付金を申請できないことに納得がいかない。取得住宅での 住民票以外の資料による申請を認めてほしい。

(「すまい給付金」は、国土交通省所管)

(注)本相談は、宮崎行政評価事務所が受け付けたものである。

2 すまい給付金事業の概要

(1) 消費税率引上げへの対応

平成26年4月1日からの消費税率の5%から8%への引上げに合わせて、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、平成25年度税制改正において、最大控除額(10年間合計)を200万円から400万円にするなど、住宅ローン減税の拡充措置が講じられた。

この住宅ローン減税は、支払っている所得税等から控除する仕組みであるため、収入が低いほどその効果が小さくなる。そこで、住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)により、すまい給付金が創設された。

すまい給付金事業は、「すまい給付金による住宅市場安定化対策費補助金 交付要綱」(平成 26 年 2 月 7 日付け国住生第 576 号)に基づく補助事業とし て、平成 26 年 4 月以降に、引き上げられた消費税率が適用される住宅取得 から、33 年 12 月までに引き渡され入居が完了した住宅取得を対象に実施さ れている。

(2) 給付対象者

給付対象者の要件は、引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅又は中古住宅を取得し「自ら居住する者」とされている。(住宅ローンを利用せずに住宅を取得する者については、50歳以上であって、都道

府県民税の所得割額が13.3万円以下の者が対象)

国土交通省では、「自ら居住する者」とは、住宅の引き渡しを受け、すまい 給付金の申請時に提出される住民票において、対象住宅への居住が確認でき る者としている。

(3) 給付額

給付額は、持分保有者1名の場合の給付額を給付基礎額とし、都道府県民税の所得割額により決まる給付基礎額に持分割合を乗じて算出される。給付基礎額は、表1のとおりである。

表1 すまい給付金の給付基礎額

〈消費税8%時の場合〉

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425 万円以下	6.89万円以下	30 万円
425 万円超 475 万円以下	6.89 万円超 8.39 万円以下	20 万円
475 万円超 510 万円以下	8.39 万円超 9.38 万円以下	10 万円

〈消費税 10%時の場合〉

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
450 万円以下	7.60 万円以下	50 万円
450 万円超 525 万円以下	7.60 万円超 9.79 万円以下	40 万円
525 万円超 600 万円以下	9.79 万円超 11.90 万円以下	30 万円
600 万円超 675 万円以下	11.90 万円超 14.06 万円以下	20 万円
675 万円超 775 万円以下	14.06 万円超 17.26 万円以下	10 万円

- (注)1 収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子供など)の場合をモデルに試算
 - 2 都道府県民税の所得割額は、都道府県民税率 4%の場合

(4) 申請手続

申請者は、住宅取得者であり、複数の者が持分を共有している場合は、それぞれ申請する必要がある。(申請者は、住宅事業者等の第三者に申請手続を委託することができる。)

申請者又は申請者から申請手続の委託を受けた者は、申請の対象となる住宅の引渡しを受けた日から起算して1年3か月以内に申請を行わなければならない。

申請は、給付申請書、住民票の写し、建物の登記事項証明書・謄本、個人住民税の課税証明書、工事請負契約書、金銭消費貸借契約書等を添付し、すま

い給付金事務局に郵送又は申請窓口に持参することにより行う。

(5) すまい給付金の実績

すまい給付金の申請件数、給付件数及び給付額の実績は、表2のとおりであり、平成28年度は、申請件数が195,309件、給付件数が192,947件、総給付額が約392億円である。

表 2 すまい給付金の実績

年 度	申請件数	給付件数	給付額
平成 26 年度	74,341 件	60,407 件	12,961,612,000 円
平成 27 年度	189,630 件	186,922 件	38,627,078,000 円
平成 28 年度	195,309 件	192,947 件	39, 243, 631, 000 円

(注) 各年度の申請件数と給付件数は、審査期間の関係で一対一に対応したものではない。

3 住宅ローン減税の例

(1) 適用要件

住宅ローン減税は、租税特別措置法第 41 条に基づき、一定の要件を満たす家屋を取得又は増改築し、「その者の居住の用に供した場合」で、借入金の償還期間が 10 年以上であること等が要件とされている。手続は、確定申告で行い、住民票を添付する。

(2) 単身赴任者への対応

「その者の居住の用に供した場合」とは、「租税特別措置法に係る所得税の 取扱いについて」(昭和55年12月26日国税庁長官通達)において、家屋の 所有者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養 親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場 合において、その住宅の取得等の日から6か月以内にその家屋をこれらの親 族が入居し、その後も引き続き居住しており、当該やむを得ない事情が解消 した後はその家屋の所有者が共にその家屋に居住することとなると認めら れるときは、その家屋の所有者が入居し、その後もその家屋の所有者が引き 続き居住しているものとして取り扱われ、住宅ローン減税の対象となる旨定 められている。

この場合、その家屋の所在地が住所地として記載されている配偶者等の住民票を添付すればよいこととされ、国税庁課税部個人課税課では、親族が居住していることが確認できればよいとしている。

4 国土交通省の見解等

(1) 相談内容の要望に対する見解

国土交通省(住宅局住宅生産課)に対して、単身赴任者からの「取得住宅での住民票以外の資料による申請を認めてほしい」との要望に対する見解を照会したところ、すまい給付金は、一定の要件を満たす、自ら居住するための住宅の取得に対して、一時に給付金を給付する事業であることから、住宅の引渡しを受け、申請の時点における居住実態を住民票で確認することとしているとのことであり、取得住宅での住民票は必須としている。

(2) 対象者の要件についての考え方

国土交通省に対して、すまい給付金と住宅ローン減税の対象者の要件について、考え方の違いを確認したところ、住宅ローン減税は、最大 10 年間に渡り継続して適用される措置である一方で、すまい給付金は一時の給付により実施するものとしており、両制度の仕組みの違いから、いつの時点でどのように要件を満たしているかの確認方法は、運用面で必ずしも同一ではないとのことであった。

(3) すまい給付金事務局への問合せ件数

国土交通省によると、単身赴任に関して、平成26年4月1日から29年4月30日の間におけるすまい給付金事務局への問合せ件数は、355件であったとのことである。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善

1 相談内容

(1) 精神障害者保健福祉手帳の更新の手続を行ったが、1 か月以上たっても新しい障害者手帳が交付されない。また、更新前の手帳の有効期限経過後、新しい手帳が交付されるまでの間、精神障害者であることを証明するものがなく、証明することができる制度や仕組みも存在していない。役場の担当者からは、手続のために有効期限を過ぎた場合の障害者手帳の使用は、口頭で名前と手続中の旨を伝えるだけで問題ないと言われているが、果たしてそれだけで問題ないのか不安である。

有効期限経過後、新しい手帳が交付されるまでの間、精神障害者であることを証明することができる制度や仕組みを作ってほしい。

- (2) 精神障害者保健福祉手帳は2年ごとに更新が必要だが、先日、有効期限に気づかず失効させてしまった。すぐに再交付申請をし、交付を受けたが、私のような精神障害者は、有効期限などの大事な事項を管理することが難しいので、事前に有効期限が近づいていることを文書などで知らせてほしい。
- (注) いずれも、宮崎行政評価事務所が受け付けた相談である。

2 精神障害者保健福祉手帳の概要

(1) 目的・趣旨等

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、都道府県知事及び指定都市の長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の36第1項)が一定程度の精神障害の状態にあることを認定して、交付するものである。

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳の交付を受けた者には、NHK 受信料等の減免、税金の免除等の全国一律の支援策が講じられているほか、事業者や地域で電車、バス等の交通機関の運賃割引が実施されている。

手帳に記載される障害等級は、表1のとおりであり、障害の程度に 応じて重度のものから1級、2級まで3級までとなっている(精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。 以下「施行令」という。)第6条)。

手帳の様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 31 号。以下「施行規則」という。)に規定されている。

なお、平成 27 年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数は、863,649 人である (平成 27 年度衛生行政報告例参照)。

等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめ
1 形义	る程度のもの
O XII	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日
2級	常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受ける
3 級	か、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要
	とする程度のもの

表 1 精神障害者保健福祉手帳の等級

(注) 厚生労働省のホームページの記載に基づき、当室で作成した。

(2)手続等

ア 交付申請及び更新申請

手帳の交付を希望する精神障害者は、居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事等に交付を申請する必要がある(法第45条第1項)。

手帳は、2年ごとの更新(精神障害の状態にあることについて都道府県知事等の認定を受ける)を要するが、更新申請は、手帳の有効期限の到来する日の3か月前からすることができる(法第45条第4項、施行規則第28条第2項)。

新規の交付申請、更新申請のいずれも、市町村長(特別区の長を含む。)を経由してする必要があり、障害状態にあることが認定された場合の手帳の交付、更新事項を記載した手帳の返還又は更新前の手帳との引替えによる新たな手帳の交付は、申請を受理した市町村長において行う(施行令第5条、第6条の2、第8条)。これらの市町村の事務は、地方自治法第2条第9号第2項に規定する第2号法定受託事務である(施行令第14条第2項)。

イ 必要書類

新規の交付申請は、次の①又は②及び③を添付する必要がある。 更新申請についても同じであるが、③については手帳の有効期限の 更新欄がないときなど、必要がある場合のみに添付する(施行規則 第23条、第28条第1項)。

- ① 指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(初めて医師の診療を受けた日から起算して6月を経過した日以後のものに限られる。)
- ② 精神障害を支給事由として年金給付を現に受けていることを 証する書類(年金証書及び直近の年金振込通知書又は年金支払通 知書等)の写し
- ③ 精神障害者の写真

ウ 実施要領等の定め

厚生労働省は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領(平成7年9月12日付け健医発第1132号各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。」)を定めている。

主なものを挙げると、次のi)からvii)までのとおりである。

《新規の交付申請に関するもの》

- i) 都道府県知事(指定都市市長も含む。以下同じ。)は、医師の診断書が添付された申請について手帳の交付の可否及び障害等級の判定を、当該都道府県(指定都市を含む。)に置かれている精神保健福祉センターに行わせるものとする。
- ii)年金証書等の写しが添付された申請については、精神保健福祉センターによる判定を要せず、手帳を交付する(年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級とする。)。

交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。

- iii) 都道府県知事は、市町村長が申請書を受理したときは、交付の可否の決定を、概ね1か月以内に行うことが望ましい。
- iv) 手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請書を受理した日とし、手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とする。

《更新申請に関するもの》

- v) 有効期限経過後も更新申請をすることができる。
- vi) 申請の際においては、あらかじめ手帳を添付させる必要は無く、更新を認める決定をした後に、市町村において新しい手帳の交付又は有効期限の修正の取扱いをする際に手帳を提出させることで足り、申請者が手元に手帳を有しない期間が長く生じないよう配慮する。
- vii) 更新後の有効期限は、更新前の有効期限の2年後の日とする。

3 調査結果

1の相談に関して、①都道府県又は指定都市の手帳の更新手続の実情調査(表 2)及び②市町村の手帳の更新手続の実情調査(表 3)を行った。

調査対象については、①は平成 27 年度末現在の精神障害者保健福祉 手帳交付台帳登載数が 2 万人以上の都道府県・指定都市(都道府県 10、 指定都市 2) とし、②は①の調査対象でない 12 県から中核市各 1 市、 合計 12 市を任意に抽出して対象とした。

表 2	都道府県におけ	る手帳の更新手続の実情	
-----	---------	-------------	--

調査項目	態様
	・2週間~1か月 (2)
 処理期間(※)	・1 か月程度 (3)
处理期间(然)	・1~2 か月 (6)
	・2 か月程度(1)
判定会議・審査会	・週1回(2)
の頻度	・2週間に1回 (9)
	・3週間に1回(1)
処理期間の案内	・HP に掲載して案内 (2)
	・案内していない(照会があれば答える)(10)
市町村への更新	・有効期限到来の3か月前に送付するよう要請している(1)
手続の案内文書	・要請していないが、市町村が任意に送付している(6)
の送付の要請	・要請しておらず、市町村の送付状況も不明(5)

※ 年金証書を添付した申請は、年金事務所に照会するため、医療機関の 診断書を添付した申請よりも認定に時間がかかるとの回答が多かった。

表 3 市町村における手帳の更新手続の実情

調査項目	態様
窓口等で案内す	· 1~2 か月 (7)
る処理期間(※)	・2~3 か月 (5)
処理期間の案内	・申請受付時に窓口で案内 (9)
方法	・窓口のほか HP でも案内 (3)
有効期限近くの 更新手続の案内	・有効期限3か月前に案内文書を送付(4) ・手帳カバーに更新申請期間を記載したシールを貼る(1) ・案内はしていない(手帳交付時のみ案内)(7)
更新手続中である旨の証明	・手帳の写しに証明文を記載して交付(2) ・更新申請書の控え又は写しに受付印を押して交付(7) ・交付していない(3)

※ 年金証書を添付した申請については、医療機関の診断書を添付した申請よりも1か月長い期間を案内している市が多かった。

なお、2 市からは、6 か月要する(県の審査会で診断書の不備が指摘 されて市から医療機関への修正依頼をする場合や、市が年金事務所に等 級についての照会を行う場合は、審査会開催日との関係で 6 か月を要す る)こともある旨の回答があった。

4 問題点

(1) 更新手続中に有効期限が到来した者は証明するものがないこと

有効期限到来の直前に更新申請がされた場合などは、更新手続中に 有効期限が到来し、有効な手帳が手元にない、つまり精神障害者であ ることを手帳で証明できない状態が生ずることとなる。

当該状態にある精神障害者が各種割引等を受けることができるかど うかは、割引を実施する事業者等の判断によるが、その対応として、 手帳の写しに証明文を記載して交付している市がある(表 3)。

一方で、手帳の更新手続中であることを口頭で伝えれば、交通機関 の運賃割引等を受けることができる旨の説明をしている市町村があり、 その説明に不安を覚える者もある(1(1)の相談事案等)。

(2) 手帳の更新手続の案内がないこと

1(2)の相談事案は、手帳の有効期限を管理することが難しいという理由で、手帳の更新手続の案内について配慮を求めるものであるが、当該案内がないことについては、次のような問題もある。

表3のとおり、手帳の更新手続に3か月を要している都道府県等があり、例えば、手帳の有効期限到来の1か月前(実施要領において新規の手帳の交付手続の処理期間として示されている期間)に更新申請をしても、有効期限内に更新手続が終了せず、有効な手帳が手元にない状態が生ずることとなる。

このような都道府県に対しては、手帳の有効期限到来の3か月前に 更新申請をしなければならないこととなるが、何らかの案内がなけれ ば、当該時期に更新申請をすることは困難である。

5 厚生労働省の見解

(1) 実施要領における処理期間(おおむね1か月以内)について

手帳の交付手続については、以下の流れに沿って行われ、おおよそ 30日程度かかることが見込まれる。

(市町村)申請書の受理・確認(1~2日)

- →申請書の進達(1~2 日)
- → (精神保健福祉センター) 判定 (2~3週間)
- → (市町村) 判定に基づき手帳の交付 (1~2 日)

また、手帳の更新申請の受理から交付の決定まで最低でも1か月程度かかること、2年に1回の更新のため自治体に大量の申請書等が寄せられることから、有効期限の3か月前から更新の申請ができることとしている。

(2) 更新手続中であることの証明の交付について

実施要領上3か月の更新期間を設けていることや標準処理期間として「概ね1か月以内が望ましい」としていることから、有効期限前に更新手続が完了しない場合というのは例外的なケースであることや、手帳の交付手続は自治事務であることも考慮すると、行政コスト合理化の観点から、現時点では、自治体の実情に合わせた対応に委ねることが適当と考える。

(3) 手帳の更新手続の文書による案内について

一部自治体については、更新手続の案内を文書で行っているところ もあるが、自治事務でもあり、自治体の実情に合わせた対応に委ねる こととしたい。

なお、機会をみて好事例の紹介など検討したい。